

ホイス（旧：簡易リフト）操作基準

項 目	基 準	急 所
01 搭乗制限	作業者が乗って昇降してはならない。	・ 修理、点検作業で必要な措置を行う場合を除く。
02 過負荷制限	定格積載荷重を超えて、荷重をかけてはならない。	
03 補修	異常がある場合は、使用してはならない。	・ 工事担当課または客先に連絡する。
04 運転の合図	運転に付いて、合図を定めて操作しなければならない。	
05 安全装置	安全装置が有効に作動する状態で使用しなければならない。	・ 安全柵スイッチ（押釦操作式で、安全柵を開いた状態では運転しない装置） ・ 過巻上、過巻下防止スイッチ（最上階、最下階では自動的に停止する装置）。
06 作業前の点検	作業前に巻上ブレーキの機能を点検する。	・ カゴを停止させた場合のブレーキの滑り（自然下降）の状態等を点検し 10cm 以上は不良とする。
07 積載方法	荷物はカゴの中央に、安定良く積み込む（輪止めをする）。  長尺物等カゴ外にはみ出す物を無理に積み込みしてはならない。	・ 運転中は積み荷の状態に注意し、異常があれば直ちに停止してスイッチを切って工事担当課または客先にれんらくする。